

兵庫県公立大学法人兵庫県立大学利益相反マネジメント規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、兵庫県公立大学法人(以下「法人」という。)が設置する兵庫県立大学(以下「大学」という。)において、教職員等が産学連携活動を行う場合における利益相反について適切な管理(以下「利益相反マネジメント」という。)を行うため、兵庫県公立大学法人兵庫県立大学利益相反マネジメントポリシーに基づき必要な事項を定めることにより、法人における産学連携活動を適正かつ効率的に推進することを目的とする。

2 前項の規定にかかわらず、臨床研究その他研究等の特性に配慮すべき分野における利益相反マネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 教職員等 法人の役員、法人と雇用関係にある者及び法人の学生で産学連携活動に参画することが認められている者をいう。
- (2) 産学連携活動 法人と企業等との間で行う共同研究、受託研究、技術移転(実施許諾、権利譲渡、技術指導)、教職員等の兼業、寄附金の受入れ、募集、施設、設備の利用の提供及び物品の購入等をいう。
- (3) 利益相反 狭義の利益相反と責務相反を含む。狭義の利益相反とは、教職員等又は法人が産学連携活動に伴って得る利益(実施料収入、兼業報酬、未公開株式等)と、教育・研究という法人における責任が衝突・相反している状況をいう。教職員等個人が得る利益と教職員等個人の法人における責任との相反(個人としての利益相反)と法人組織が得る利益と法人組織の社会的責任との相反(法人としての利益相反)とが含まれる。責務相反とは、教職員等が主に兼業活動により企業等にも職務遂行責任を負っていて、法人における職務遂行の責任と企業等に対する職務遂行責任が両立し得ない状態をいう。
- (4) 企業等 企業(大学発ベンチャー企業を含む。)又は営利を目的とする団体等をいう。

(利益相反マネジメントの対象)

第3条 利益相反マネジメントは、教職員等が次の各号に掲げる場合に該当するときに行うものとする。

- (1) 企業等との共同研究、受託研究に参加する場合
- (2) 企業等から寄附金、設備又は物品等の供与を受ける場合又は受けようとする場合
- (3) 企業等の職務に関連し、報酬、株式保有等の経済的利益を有する場合
- (4) 企業等に自らの発明等を技術移転する場合
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教職員等への便益を供与する企業等に対し、法人の施設、設備の利用の提供、又は企業等から物品を購入する場合

2 前項に規定するもののほか、前項各号に掲げる場合等に関連し、法人が組織として利益を得る場合は、利益相反マネジメントの対象とする。

第2章 利益相反マネジメント委員会

(利益相反マネジメント委員会)

第4条 法人に、利益相反に関する重要事項の審査等を行うため、兵庫県公立大学法人兵庫県立大学利益相反マネジメント委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事項)

第5条 委員会の所掌事項は、以下に掲げるとおりとする。

- (1) 利益相反に係る調査及び審査に関すること
- (2) 利益相反マネジメントポリシーに関すること
- (3) 利益相反に係る施策及び啓発に関すること
- (4) その他利益相反マネジメントに関すること

(組織)

第6条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究担当副学長
- (2) 経営企画部長
- (3) 社会貢献部長
- (4) 部局の産学連携・研究推進担当者
- (5) 学外の有識者 若干名
- (6) 第8条に規定する委員長が必要と認めた者

2 前項第5号の委員は、第8条に規定する委員長の推薦を経て理事長が委嘱する。

(任期)

第7条 前条第1項第5号及び第6号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前項の委員に欠員が生じた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、第6条第1項第1号に規定する委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。

(議事)

第9条 委員会は年1回開催する。ただし、委員長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 3 議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決する。
- 4 第5条第1項第1号の審議の当事者となる委員は、その議決に加わることはできない。

(委員以外の出席)

第10条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(教職員等の責務)

- 第11条 教職員等は、第2条第1項第3号に規定する利益相反に該当する場合は、第18条に規定する利益相反アドバイザーに相談する等、利益相反の回避に自ら努めるものとする。
- 2 教職員等は、第4条に規定する委員会の定めるところにより、利益相反に関する自己申告を行うものとする。
 - 3 前項に規定するもののほか、第8条に規定する委員長が特に必要と認めるときは、教職員等に利益相反に関する申告を行わせることができるものとする。
 - 4 教職員等は、第4条に規定する委員会が行う調査等に協力するものとする。

(各部局における対応)

第12条 部局の長は、当該部局の教職員等に対し、第2条第1項第3号に規定する利益相反に該当する状況を生じさせないように指導するものとする。

(利益相反マネジメントのための調査及び審査)

- 第13条 第5条第1項第1号の調査及び審査は、教職員等からの自己申告書等(以下「申告書」という。)の提出により実施する。
- 2 前項の調査及び審査の具体的な実施方法及び申告書の様式については、委員会が別に定める。
 - 3 委員会は、第1項の調査及び審査に基づき、利益相反状況について、改善が必要であるか否かを判定する。

(調査結果に基づく報告等)

- 第14条 委員会は、第5条第1項第1号の調査及び審査の結果、第2条第1項第3号に規定する利益相反に該当する状況の疑義が生じることが懸念される場合は、必要に応じて当該教職員等に対し事情聴取等を行い、改善を要すると認めたときは、理事長に報告するものとする。
- 2 委員会は、第5条第1項第1号の調査及び審査の結果、第2条第1項第3号に規定する利益相反に該当する状況の疑義が生じた場合は、更に必要な調査を行い、問題の有無及び必要な処置について理事長に報告するものとする。
 - 3 理事長は、第1項又は前項の報告に基づき、必要な処置を決定し、当該教職員等及び部局の長に通知するものとする。
 - 4 委員会は、前項の通知を受けた教職員等に対して、改善状況についての報告を求めることができる。

(不服申立て)

第 15 条 教職員等は、前条第 3 項の措置に対し不服がある場合は、理事長に対して書面により 1 週間以内に不服申立てを行うことができる。

2 理事長は、不服申立てに関する書面を受理したときは、委員会に対し再審査を指示するものとする。

3 委員会は再審査を行うときは、当該不服申立てをした教職員等が所属する部局の長の出席を求め、その意見を聴くものとする。

4 委員会は、再審査の結果を理事長に報告するものとする。

5 理事長は、前項の報告に基づき、不服申立てに対する措置を決定し、当該教職員等及び部局の長に通知するものとする。

(学内外への周知)

第 16 条 委員会は、利益相反に関する意識の向上を図るため、利益相反マネジメントの理念、方法等を教職員等に周知するとともに、適宜啓発活動を行うものとする。

2 委員会は、法人の利益相反に関する情報を学内外に公表することにより社会に対する説明責任を果たすものとする。

3 法人の利益相反に関する学内外からの問合せについては、委員会は理事長及び当該教職員等の所属する部局の長と対応を協議し、委員会が対応するものとする。

(委員会の議事及び運営に関し必要な事項)

第 17 条 第 5 条から前条までに定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

(利益相反アドバイザー)

第 18 条 法人に、利益相反マネジメントを適切に遂行するために、利益相反アドバイザーを置く。

2 利益相反アドバイザーは、委員会の推薦により、専門的知識を有する者を学内から理事長が任命、又は学外の者を理事長が委嘱する。

3 利益相反アドバイザーは、利益相反に関する日常的な相談窓口として、教職員等からの利益相反に関する相談を、随時受け付けるものとする。

4 利益相反アドバイザーは、利益相反に関する相談に対する必要な助言又は指導を行い、これに関する記録を必要に応じて委員長に報告するものとする。

(委員等の義務)

第 19 条 委員、利益相反アドバイザー及びその他利益相反への対応に関わるすべての者は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

第 3 章 特に重要な法人としての利益相反マネジメントの特例

(特定利益相反マネジメント)

第20条 次の各号のいずれかに該当する場合については、特に重要な法人としての利益相反に該当するおそれがある場合として、利益相反マネジメントを行うものとする。

(1) 企業等との共同研究において、1件3,000万円以上の研究費を受け入れる場合

(2) 企業等から1件3,000万円以上の寄附を受け入れる場合

(3) 共同研究の相手方である企業等又は大学に寄附を行う企業等から、1件3,000万円以上の設備若しくは物品の購入若しくは借用、又は役務の提供の受入れを行う契約を締結しようとする場合

(4) 大学の役員の間与の下に次のことをしようとする場合

ア 企業等から研究費を受け入れること。

イ 企業等から寄附を受け入れること。

ウ 研究費を受入れ、又は寄附を受け入れた企業等から、設備若しくは物品の購入若しくは借用、又は役務の受入れを行う契約を締結すること。

(5) 前2号に定める場合のほか、大学と企業等との間における委託、特許の実施等、複数の契約関係において、特に重要な法人としての利益相反を生じさせるおそれがあると認められる場合

(6) 共同研究の相手方又は寄附者である企業等から利益相反マネジメントの実施を求められる場合

2 教職員等は、前項各号のいずれかに該当するときは、その旨を理事長に届け出なければならない。

(特定利益相反審査委員会)

第21条 前条第2項の規定による届出があったときは、理事長は、特定利益相反審査委員会を設置するものとする。

2 特定利益相反審査委員会は、前条第2項の規定による届出があった事案について、第13条から第15条までの規定に基づく利益相反マネジメント委員会の権限に係る調査、審査その他の行為を行う。

3 特定利益相反審査委員会の委員長及び委員は、前項の事案に利害関係を有しない理事のうちから理事長が任命する。

4 前3項までに定めるもののほか、特定利益相反審査委員会の運営に関して必要な事項は、特定利益相反審査委員会が定める。

第4章 事務

第22条 委員会の事務は、関係部局の協力の下、社会貢献部産学連携・研究支援課において行う。

第5章 雑則

(雑則)

第 23 条 この規程に定めるもののほか、利益相反マネジメントに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 22 日から施行する。

附 則(平成 29 年 3 月 31 日改正)

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 3 年 3 月 31 日改正)

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(令和 7 年 2 月 26 日改正)

この規程は、令和 7 年 2 月 26 日から施行する。